

県北広域振興局長告示第46号

休猟区の指定（平成21年岩手県告示第802号）で告示した久慈市戸鎖休猟区、久慈市芋谷休猟区、野田村横合休猟区、普代村卯子酉休猟区、洋野町麦沢休猟区、二戸市福田休猟区、二戸市浄法寺町谷地屋敷休猟区、軽米町長倉休猟区、九戸村伊保内休猟区及び一戸町茂谷休猟区の存続期間を次のとおり変更した。

平成23年10月28日

県北岸広域振興局長 松 岡 博

変更後の久慈市戸鎖休猟区、久慈市芋谷休猟区、野田村横合休猟区、普代村卯子酉休猟区、洋野町麦沢休猟区、二戸市福田休猟区、二戸市浄法寺町谷地屋敷休猟区、軽米町長倉休猟区、九戸村伊保内休猟区及び一戸町茂谷休猟区の存続期間 平成21年11月1日から平成24年10月31日まで